

小松島市通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～



平成 28 年 3 月

小松島市通学路交通安全推進協議会

1. プログラムの目的

平成 24 年 4 月以降、全国で登下校中の児童等が死傷する事故が相次いで発生したことから、同年 5 月に文部科学省、国土交通省及び警察庁の 3 省庁連名で通学路の緊急合同点検の実施及び安全な通学路の確保に向けた取組を行うよう通達がありました。

これを受け、本市においても同年 8 月に学校関係者、警察、道路管理者等が連携して緊急合同点検を行い、必要な対策についても関係機関で実施してきました。

引き続き、通学路の安全確保に向けた取組を実施するため、関係機関による通学路交通安全推進体制を組織して、学校が抽出した危険箇所の合同点検や点検結果に基づく対策の実施、対策効果の把握・検証、検証結果による対策の改善等を効果的かつ効率的に行うための「小松島市通学路交通安全プログラム」を策定いたしました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童等が安全に通学できるよう計画的かつ継続的に安全確保に努めてまいります。

2. 通学路交通安全推進組織の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「小松島市通学路交通安全推進協議会」を設置しました。

区分	機関・団体名	主な役割
学校関係者	小松島市小学校長会	通学路、交通安全教育等に関すること
	小松島市中学校長会	
	小松島市教育委員会	
交通管理者	小松島警察署	所管道路における交通規制等に関すること
道路管理者	国土交通省四国地方整備局徳島河川国道事務所	所管道路における安全施設整備等に関すること
	徳島県県土整備部東部県土整備局	
	小松島市産業建設部都市整備課	
交通安全普及	小松島市市民環境部市民生活課	地域交通安全の推進に関すること

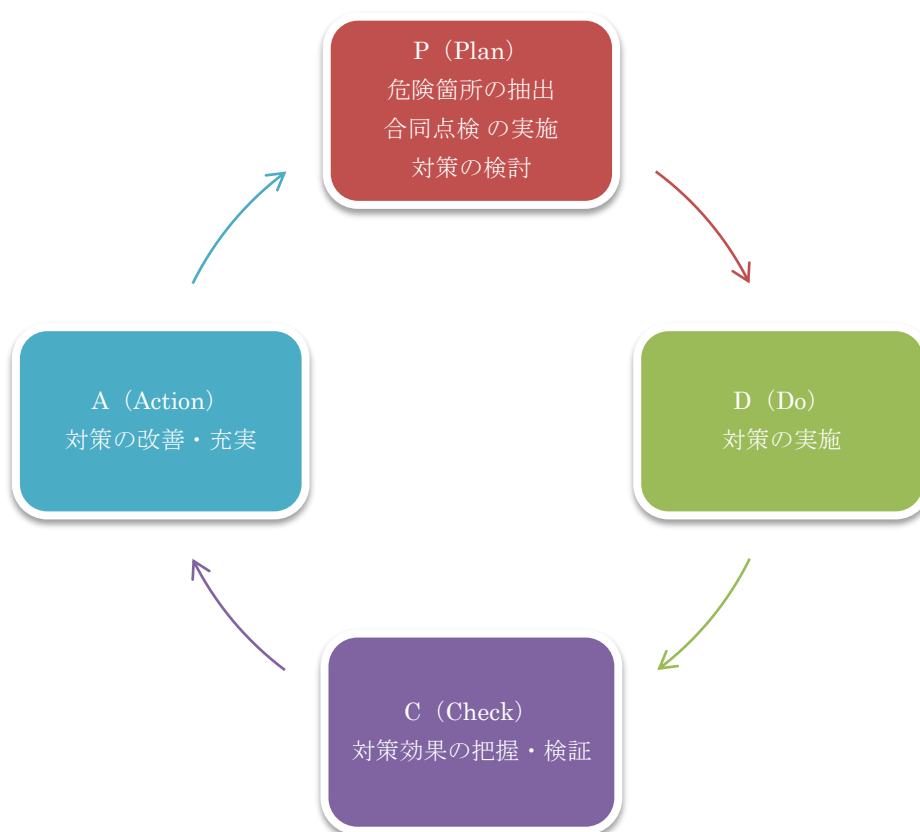
3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的な通学路の安全確保のため、抽出した危険箇所について関係機関による合同点検、対策の検討を行い、点検結果に基づく対策の実施、対策効果の把握・検証、検証結果による対策の改善を図ります。

これらの取組を PDCA サイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図ります。

◆通学路安全確保のための PDCA サイクル◆



① 危険箇所の抽出

各学校が保護者等の意見を集約し、点検を実施し危険箇所の抽出を行います。

② 合同点検の実施

市内の小中学校を旧中学校区ごとに3つのグループに分け（別表1参照）、それぞれ3年に1回重点的に通学路交通安全推進組織において各学校の危険箇所を精査し、合同点検必要箇所を設定し、関係機関が合同点検を実施します。また、合同点検実施校以外の学校から点検の要望が出された場合は、関係機関と協議の上、必要に応じて合同点検を実施します。

③ 対策の検討

合同点検により明らかになった対策が必要な箇所は、対策必要箇所として、ソフト面、ハード面からの対策について各関係機関により具体的な実施対策案を検討します。

④ 対策の実施

推進協議会で検討した対策案を踏まえて、関係機関が連携を図りながら対策を実施します。

⑤ 対策効果の把握・検証

合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した結果がえられているか、学校関係者への聞き取り調査等を実施し、対策効果を検証します。

⑥ 対策の改善・充実

対策実施後も、合同点検や対策効果の検証を踏まえて、対策内容の改善を図り、より効果的な対策の充実に努めます。

◆点検から対策、改善までの一連の流れ◆

4～5月 各学校における安全点検、対策実施箇所の抽出（学校、保護者、地域）

6月 合同点検実施箇所の選定・決定（推進協議会）

7～8月 合同点検実施（推進協議会）

9月 合同点検実施箇所の対策案検討調整（推進協議会）

10月～ 合同点検実施箇所への対策の実施（関係機関）

対策実施箇所と対策内容の公表（市・道路管理者、教育委員会）

4. 箇所一覧表、箇所図の公表

合同点検結果や対策内容については、関係機関で認識を共有するために、学校ごとの「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、市のホームページ等で公表します。

別表1 グループ分け

グループⅠ 7校 (小松島中学校区)	小松島中学校・小松島小学校・南小松島小学校 北小松島小学校・千代小学校・児安小学校 芝田小学校
グループⅡ 3校 (旧立江中学校区)	小松島南中学校・立江小学校・櫛淵小学校
グループⅢ 3校 (旧坂野中学校区)	坂野小学校・和田島小学校・新開小学校